

## 知財紛争処理システムの改革に関する考え方について

2016年3月3日

日本商工会議所

東京商工会議所

中小企業は経営資源の制約から、知財侵害に対抗して訴訟を提起することが難しい。中小企業が訴訟を起こすのは、自社のビジネスを侵害され、その影響が看過できない場合である。しかし、知財訴訟において原告・中小企業の勝訴率は20%に満たない。さらに、勝訴したとしても中小企業の損害賠償請求額に対する認定率は8%と、大企業の30%に比べ低い。中小企業は判決時に賠償額をより多く減額されている。このように、特許権等でビジネスをしっかりと守ることができないならば、中小企業は技術開発など知財を創造し活用する意欲を大きく削がれる。

特許等が創意工夫の成果として尊重され、安定的に活用できることが、中小企業の存続・発展にとって必要不可欠である。中小企業が知財紛争処理に求めるのは、特許等が裁判においても高い安定性が認められること、並びに知財侵害の際に訴訟提起が容易にできることである。また、このような紛争処理システムの改善に加えて、取引先による中小企業の技術・ノウハウの不当な吸い上げに対しては、企業名を公表するなど独占禁止法（優越的地位の濫用）のガイドラインの拡充も検討されるべきである。

以上のような視点から、次の施策の実現を求める。

### （1）特許権の安定性を高める

知財訴訟において無効の抗弁が提出された際に、37%の特許等が無効とされており、特許等の安定性への懸念を生んでいる。こうした懸念を払しょくするために最も重要なことは、裁判において特許等の有効性が否定されないことがないように、特許庁が確実な審査を行うことである。

また、裁判所の技術的専門性を更に高めるための措置を講じることが重要である。侵害訴訟において権利付与した専門官庁である特許庁に意見陳述を行う機会を与えることも必要である。

さらに、特許権の権利付与段階における取り組みも重要である。公正取引委員会は独占禁止法違反の審査に関する規則・ガイドラインを定め、これを一般に公表することにより、準法律的な取り扱いが認められている。同様に、特許庁の知財権付与の審査に関する内部基準について、規則として公表し、準法律的な効果を付与することによって、権利の安定性を高めることを併せて検討するべきである。

### （2）証拠収集手続きを強化する

中小企業からは、侵害訴訟を提起する際に、特に被疑侵害者の生産現場で使用する製法に関する特許は、侵害事実を立証するための証拠収集が難しいとの声が多い。一方で、中小企業を原告とする知財訴訟では、非侵害による原告敗訴が6割以上を占めている。中小企業が侵害に際して証拠を十分に収集できるようにするとともに、見込み違いによる提訴を防ぐためには、訴訟提起後はもとより、訴訟提起前の証拠収集を容易にすることが必要

である。例えば、ドイツの査察制度を参考に、裁判所の許可を得て、中立的な査察官が証拠収集を行う制度の導入を検討すべきと考える。査察に当たっては、営業秘密漏洩に関する懸念が寄せられていることから、裁判所の許可、及び査察官の秘密保持を厳格にすることにより、これらの懸念を払しょくすべきである。

### (3) 侵害差止めの迅速かつ的確な対応を

中小企業が特許や商標を取得するのは、他社からの侵害を防ぐためである。しかし、現実には、中小企業が侵害品を見つけても、なかなか製造や販売、輸入の差止めが認められない。例えば、ドイツでは、迅速に差止めが認められ、被害の拡大を防いでいるとの指摘があることから、日本でも、ドイツ並みに迅速かつ的確な侵害差止めがなされるよう、制度と運用を改善すべきである。

### (4) 低すぎる損害賠償額の早期是正を

わが国の訴訟における損害賠償額は低廉に押さえられており、仮に権利を持つ中小企業が勝訴した場合であっても弁護士費用すら支出できないという実態が、多くの中小企業から指摘されている。また、TPPとの関連では、著作権法、商標法において法定損害賠償の導入が求められている。こうした状況を踏まえ、低すぎる損害賠償額については、早期に是正する必要がある。

一方、損害賠償の額を上げることについては、その内容いかんによってはわが国の訴訟環境を大きく変え、パテントトロール等が日本で積極的に訴訟を提起する事態を招くとの指摘があり、この点に十分に注意する必要がある。

そこで、現在の低すぎる損害賠償額を是正するために、特許法102条各項に基づく算定の見直しや法定損害賠償の導入など、損害賠償の額を適切な水準に引き上げる方策を検討すべきである。特に、同法102条3項の特許実施料相当額については、平成10年改正で「通常」の文言を削除し、訴訟当事者間の具体的事情を考慮した妥当な金額が認定できるようにしたところであるが、法改正後も侵害の態様、交渉経緯などの具体的事情が裁判において増額要因として認定され難いという調査分析もある。そのため、裁判所が独自の判断で決定している同法102条各項に基づく算定については、関係者の理解を深めるために、透明性を高める見直しを早急に行う必要がある。

弁護士費用については特許権者が侵害者を訴える場合に限り、敗訴侵害者の負担となるよう民法709条の相当因果関係の判断に関する運用を見直すべきである。

### (5) 知財紛争に係る中小企業支援策を強化する

中小企業が知財紛争で勝てない要因として、特許の内容が不十分であることや、訴訟を依頼した弁護士が知財紛争に精通していないなど、中小企業側の問題を指摘する声がある。

一方、経験豊かな弁理士や知財弁護士は、利益相反のために中小企業からの依頼を断ることがあるのも実態である。中小企業の実質的なハンディをなくすためには、思い切った中小企業支援策が必要である。

#### ① 中小企業に対する裁判費用の支援等

訴額に比例した高すぎる裁判費用も、中小企業が多額の損害賠償を求めて訴訟提起する

ことを困難にしている。例えば、訴額が100億円の訴訟を提起する場合には、1,600万円程度を裁判所に一旦納付する必要があり、資金繰りに余裕のない中小企業には手当が困難である。また、知財訴訟における弁護士費用の捻出も中小企業には大きな負担となる。そのため、中小企業に対する裁判費用の助成措置や減免制度、知財訴訟における弁護士費用保険制度の創設などを検討すべきである。

#### ②知財総合支援窓口の機能強化による、侵害・訴訟への対応を含めた戦略的な特許取得支援

知財訴訟を経験したことがある中小企業の割合は極めて少ない。そのため、中小企業においては、業界の技術動向等を見据え、訴訟にも耐えうる戦略的な特許を取得しようという意識は依然として低い。このような状況を踏まえ、中小企業が知財総合支援窓口の特許出願を相談した際には、第三者的視点から出願内容を分析し、侵害・訴訟への対応も含めたアドバイスを受けられるように、相談窓口の機能を強化する必要がある。

#### ③知的財産に詳しい弁護士を業界団体等が紹介する制度の創設

特に地方においては、知財に詳しい弁護士等を探すことは困難であり、これらの弁護士に関する情報にアクセスできるよう、現在弁護士会が行っている弁護士紹介制度に加えて、各業界団体等が、自業界やその技術の動向に詳しい弁護士等を紹介することを認めるべきである。

#### ④調停・斡旋制度の検証及び改善

裁判より早期での解決を望む中小企業のために、既存の調停・斡旋制度の利用実態を検証し、改善を図る必要がある。

以 上